

## 河瀬高等学校 タブレット端末の準備について

令和4年度入学生より、1人1台端末を用いた学習がスタートしました。  
本校では、「iPad 第11世代(Apple iPad A16)」を推奨機種としております。  
経済的事情等で端末購入が困難な場合には、以下の制度があります。

- 「滋賀県奨学資金」による購入資金の貸与を受けて購入する
- 「貸出用タブレット端末」を借用する

ただし条件を満たす場合に限られていますので、別紙の「タブレット端末の準備に関するフローチャート」に従って確認してください。

なお、貸出用タブレット端末の貸与要件となる「奨学のための給付金」の申請要件は以下の通りです。（※下記のいずれにも該当）

- 令和8年4月1日現在、保護者の住所が滋賀県内にある
- 保護者全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税の世帯  
※令和8年度非課税の方（令和7年収入にかかる税額）

「奨学のための給付金」の申請については5月上旬ごろに案内予定です。

「滋賀県奨学資金」による購入資金の貸与を受けて購入する、または「貸出用タブレット端末」を借用することを希望する人は、新入生説明会当日に、体育館内に設けるBYODブースに申し出て、必要な手続きを行ってください。なお、詳細が記載された「滋賀県立学校貸与用タブレット端末貸与要綱」についてはその際に対象者にのみ配布いたします。

## タブレット端末の準備に関するフローチャート(R8)

